

いじめ防止基本方針

～一人一人が生き生きと生活するために～

中津川市立南小学校

1 本校におけるいじめのとりえ

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ防止対策推進法（平成25年）より>

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

<いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年）より >

2 本校における取組

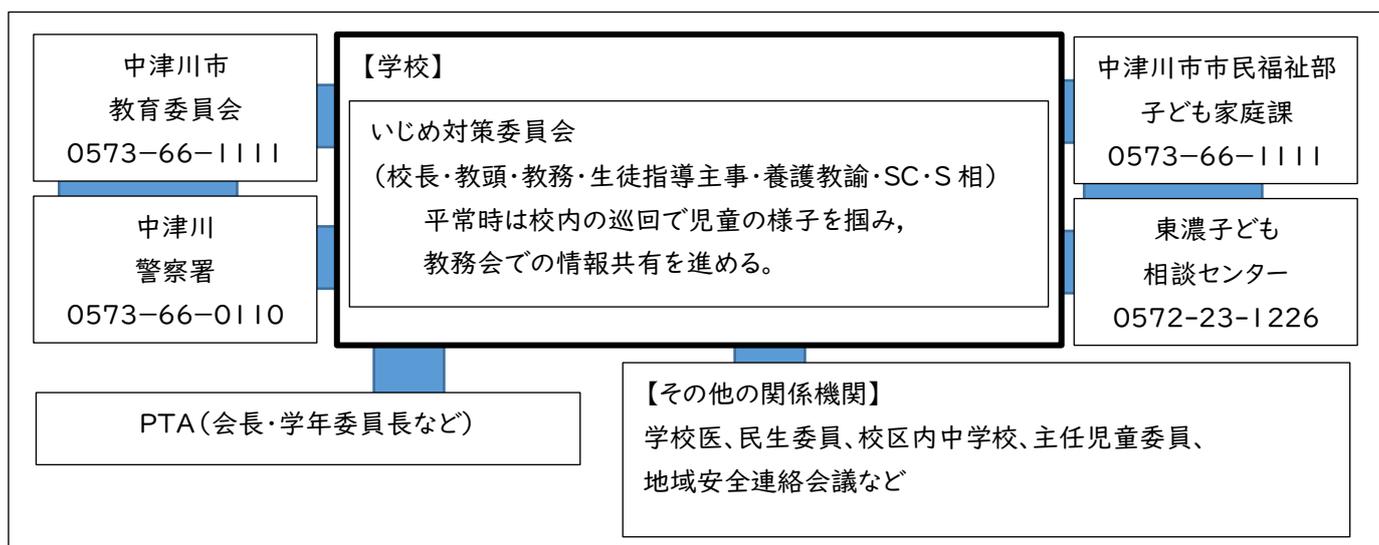
本校においては、いじめによる児童の健全な発達の阻害を防ぐため、次の取組を進める。

- ・ いじめ防止、いじめ対策のための組織の設置と定期連絡会の開催
- ・ いじめを未然に防ぐ、あるいは早期に発見することに関連した指導の年間計画の策定と実践
- ・ いじめの事案発生時の対処マニュアル策定と共通理解

(1) 各取組の具体

①いじめ防止・いじめ対策のための組織の設置と定期連絡会の開催

本校においては、いじめ防止・いじめ対策のために、いじめ対策委員会を設置し、次のように各機関と連携する仕組みを構成する。



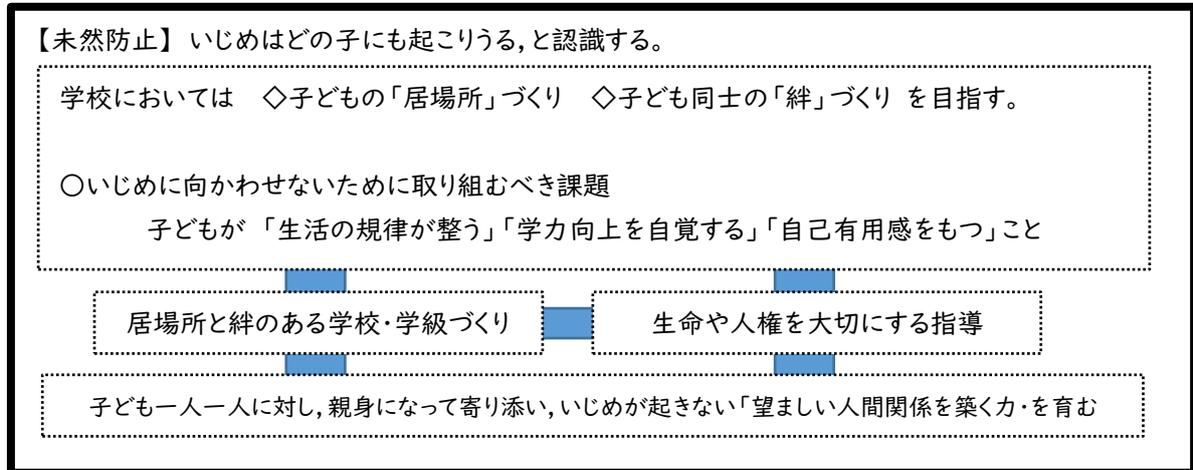
学校における「いじめ対策委員会」を核としながら、いじめ防止・いじめ対策のための取組を進めていく。また、この組織の構成メンバーによる定期連絡会を位置付け、(教務会を活用)児童の様子を把握、共有する。さらに、学校を訪問される関係機関の方々には、積極的に児童の様子を見ていただく機会を設け、外部の視点から学校の子供たちを見た率直な印象を尋ねるなどして、様々な視点から児童の様子をつかむように努める。

いじめ事案を認識した際には、対策委員会メンバーが、委員会を招集し、対応にあたる。この委員会は迅速かつ適切に行われるようにする。

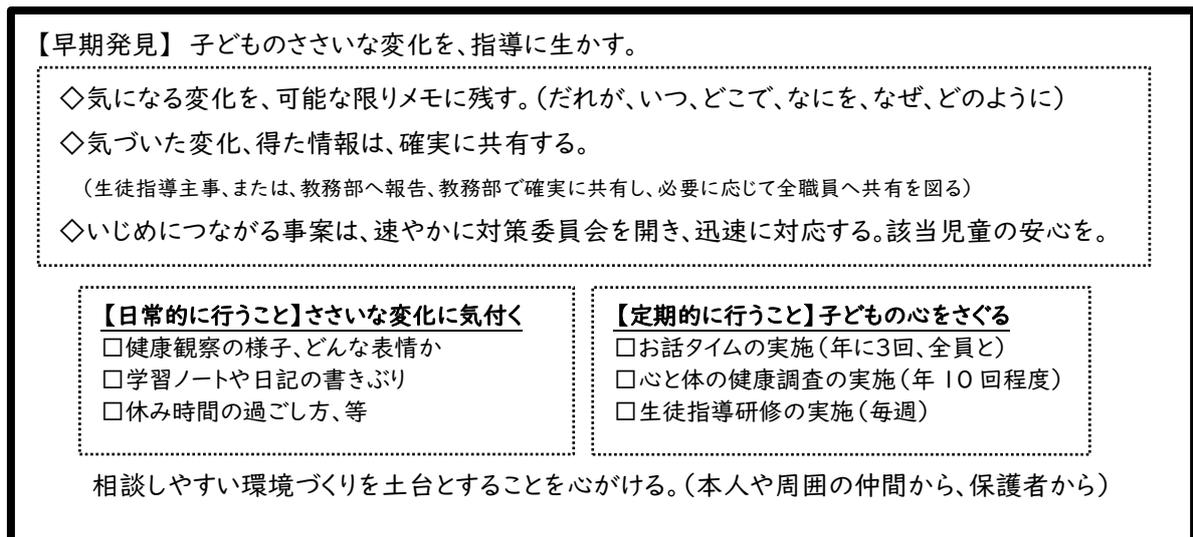
②いじめを未然に防ぐ、あるいは早期に発見することに関連した指導の年間計画の策定と実践

未然防止, 早期発見のために、次のような考え方で指導に当たる。

(i) 未然防止について (詳細は、別紙資料「いじめの未然防止」参照)



(ii) 早期発見について (詳細は、別紙資料「いじめの早期発見」参照)



上記のような考え方を土台として、次のように年間計画を策定し、取組を進める。示されている行事において、いじめの未然防止, 早期発見の視点ももちながら指導に当たる。

(別紙資料「いじめ発見のポイント」を参照)

いじめを未然に防ぐ、あるいは早期に発見することに関連した指導の年間計画

	学級づくり等	命に関わる内容の指導等	子どもを理解する取組
4月	(旧担任からの引継ぎ) 学級開き 全校地域 1年生をむかえる会	集団下校 いじめ防止基本方針の共通理解(P総会) 命を守る訓練① 引き渡し訓練 交通安全教室 自転車教室(4年生)	授業参観(学級懇談会) 心と体の健康調査
5月	ペア掃除開始 みなみ遊び(縦割り遊び) 開始		お話タイム①(二者懇談) 心と体の健康調査
6月	宿泊研修(5年生)	命の教育週間 プール指導	授業参観(学級懇談会) 心と体の健康調査
7月	全校地域	救急救命法(6年生とその保護者) 集団下校	心と体の健康調査
8月	夏休みの地域活動	中津川市防災訓練 集団下校	
9月	運動会	中津川市防災訓練 命を守る訓練	心と体の健康調査
10月	社会見学(各学年)	命の教育週間	お話タイム②(二者懇談) 心と体の健康調査
11月	修学旅行(6年生)	ひびきあいの日	心と体の健康調査
12月	全校地域 歌声交流会	集団下校	保護者懇談 心と体の健康調査
1月		薬物乱用防止教室(6年)	心と体の健康調査
2月	新入生半日入学(5年生)	命の教育の日 命を守る訓練	お話タイム③(二者懇談) 授業参観(学級懇談会) 心と体の健康調査
3月	バトンタッチ集会 6年生を送る会 全校地域 学級納め (新担任への引継ぎ)	集団下校	心と体の健康調査

「心と体の健康調査」については、卒業後5年間は保存する。学級出席番号順に並べて、クラスごとのPDFファイルにデジタル化して保存する。

③いじめの事案発生時の対処マニュアルの策定と共通理解

いじめが発生した場合には、次のように対処する。(詳細は、別紙資料「いじめの早期対応」参照)

※原則として、赤枠部分は当日中に行う。

【早期対応】組織で、正確に!いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを第一に考えて。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」招集

- ①現時点でつかんでいる事実を確認
- ②さらなる事実把握の計画、役割分担(いつまでに、だれが、なにを)
例)・被害を訴える児童からの聞き取り(担任か、該当児童と近い教師で)
 - ・いじめに関わったと思われる児童からの聞き取り(1児童1教師、同時に)
 - ・過去の指導についての情報
 - ・家族の状況についての把握

役割分担に基づく、情報収集

(いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように)
(時系列で事実を整理する)

- ③情報の共通理解、時系列の事実確認等、事実の相違のすり合わせ
(必要であれば、再聞き取りを行う。)
- ④必要な指導の確認、役割分担
例)・被害を訴える児童への指導・支援
 - ・関わった児童への指導
 - ・それぞれの保護者への事実伝達

【事後の対応】

継続した指導・経過の観察・保護者との連携

以下のような、「重大事態」が発生した場合は、学校は当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

校内においては、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行い、取り組みを進める。

関係諸機関連絡先

関係機関	関係課等	電話番号
中津川市教育委員会	学校教育課	0573-66-1111(市役所)
	学校教育課長	// 内線4230
	生徒指導担当指導主事	// 内線4231
中津川警察署		0573-66-0110
中津川市消防本部		0573-66-1119
中津川市民病院		0573-66-1251
中津川市役所	防災安全課	0573-66-1111(市役所)
	防災安全課長	0573-66-1111 内線160
中津川市役所 子ども家庭課 家庭支援係		0573-66-1111 内線696
東濃子どもセンター		0573-23-1111
恵那保健所		0573-26-1111

いじめの未然防止

中津川市立南小学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
◇いじめは、自分からは言いづらいもの
◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
「いじめ防止 これだけは！（平成25年度4月岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感をもった児童の育成～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事，児童会・生徒会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」を学ぶ道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

いじめの早期発見

中津川市立南小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながると認識すべきである。早期発見のためには、日頃から教師と児童と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。

いじめは、教師や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを強く認識しなければならない。教師は児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

早期発見の基本

◇児童のささいな変化に気づくこと

→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→集約担当者が情報を集約→情報は管理職へ報告→管理職の判断でいじめの認知判断

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→「いじめ対策委員会」の招集。いじめられた側の心のケアを基本とした初期対応。



日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 学習ノートや日記等の記述に目を通し、文字や気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 児童の生活を把握するための定期的な個人面談（お話タイム）を実施する。
- 「心と体の健康調査」活用する。
（5年保存）
- 学年会や教育相談委員会で気になる児童生徒について、短期的・長期的な支援を検討し、全校で見届けていく。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任や教育相談担当を中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・その子の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

いじめ発見のポイント

中津川市立南小学校

ちょっとした児童の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することを防止する。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚が必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切である。下記に示す「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」から、児童の心のSOSに気づけるよう日々努力する。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室からです、自分の席から動かない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ えりなどに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 少人数授業や委員会するとき、その子の席に座るのをためられる。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を、いやと言えないで押しつけられる。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。

「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされいる＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。
（人目につかない所、いじめ場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる。
- ⑨ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい?）
- ⑩ 教室移動のとき、集団から離れて歩いている。

5 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担（重い物を運ぶなど）をやらされる
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる。または自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる。（はしをさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている。

6 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかれている、雑巾を投げ付けられている。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない。

7 地域・集団登校

- ① 集合時間に遅れて、きつく責められる。
- ② 集団から離れて歩いている。走っておいていかれている。
- ③ いつも鞆や荷物を持たされている。
- ④ 鞆のふたを開けられたり、服に草や種をつけられている。
- ⑤ 練習に行きたがらない子。さぼりがちな。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てをされたりする。

8 その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ② 急に、成績が下がった。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたい、変わりたいという。
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。
- ⑬ 学習ノート、日記で、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 学習ノート、日記の中身が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑮ 学習ノート、日記の字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。